

J R 東海労幹関西地「発」第4号  
2022年9月9日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

「発」第1号（新大阪第二事業所における営業三科開設に関する緊急申し入れ）  
の追加申し入れ

8月1日、新大阪第二事業所における営業三科開設に関して、「発」第1号（新大阪第二事業所における営業三科開設に関する緊急申し入れ）を申し入れている。しかし、「発」第1号に基づく団体交渉はまだ開催されていない。

営業三科は、8月1日から業務が開始されており、職場環境も含めて様々な問題が発生している。

よって、下記のとおり追加の申し入れを行うので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 営業三科の詰所のエアコンが古く効きが悪いので新型に交換すること。
2. 営業三科の業務である「除菌作業」は、営業服ではなく駅掃スタッフと同じ服とすること。また、ウォーキングシューズを支給すること。
3. 営業三科の業務（除菌作業）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためである。新型コロナウイルス感染が収束したときの営業三科の業務（除菌作業）はどうなるのか明らかにすること。
4. 9月5日、中宇地マネージャーが前田出向社員に対して「年休発給については委託との関係があるので、すべて年休が出るとは限らない。3人全員が休まれたら時季変更権となる」と言っている。中宇地マネージャー「年休発給については委託との関係がある」とはどういうことか明らかにすること。
5. 営業三科の基準人員を明らかにすること。
6. サービックの就業規則を希望する社員に対して配布すること。

以上